

特定非営利活動法人

女たちの戦争と平和人権基金

# 定 款

設立登記 2003年6月 4日  
定款改定 2005年5月28日  
定款改定 2018年5月19日

# 定 款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人女たちの戦争と平和人権基金と称し、略称を女たちの人権基金とする。英文では、**Women's Fund for Peace and Human Rights** と表示する。略称を **WPHR** とする。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都新宿区西早稲田2丁目3番18号に置く。

### (目的)

第3条 本会は、「女たちの戦争と平和資料館」建設・運営および啓発事業ならびに国内外の女性たちの活動奨励事業を通して、女性の人権の確立と平和の活動を推進し、もって社会全体の利益の増進と発展に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類及び事業に関する事項)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行なう。

- (1) 平和の推進を図るための戦争資料館の建設・運営事業
- (2) 女性の人権を確立するための社会教育事業
- (3) 国際協力活動のための各国の女性への活動奨励事業
- (4) 女性の人権の確立と平和のためのビデオ作成、出版物の発行等による普及啓発事業
- (5) 女性の人権の確立と平和の活動に関する情報提供のための会報発行事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会は次の収益事業を行なう。

- (1) 事務所等の有償貸与事業
- (2) 寄付された物品の販売事業
- (3) 寄付された著作権の管理事業

3 収益事業から生じた収益は、本会が行う特定非営利活動に係わる事業に充てなければならない。

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この会は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、前項の入会申込者に対しては、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。
- 4 理事長は第2項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は毎年一回、会費を納入しなければならない。会費は理事会で決定し総会の承認を得るものとする。

### (退会)

第9条 会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなす。
  - (1) 死亡または失踪宣言を受けたとき
  - (2) 法人または団体が解散したとき
  - (3) 会員が会費を2年以上滞納したとき
  - (4) 退会届の提出をしたとき

### (除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本会の定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行なう理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (抛出金の不返還)

第11条 すでに納入された会費その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 この会に次の役員を置く。

理事 3人以上7人以内

監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会で選任し、総会の承認を得る。

2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選とする。

3 監事は総会で選任し、理事またはこの会の職員を兼ねてはならない。

4 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(職務)

第14条 理事長はこの会を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けた時は、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(解任)

- 第 16 条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決により、当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に該当役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

- 第 17 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員の報酬に関しては、理事会で定めるものとする。
  - 3 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

## 第 4 章 会議

(種別)

- 第 18 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
  - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

- 第 20 条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。
- (1) 事業報告及び決算の承認
  - (2) 理事の承認、解任
  - (3) 監事の選任、解任
  - (4) 会費の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 合併
  - (7) 解散
  - (8) 解散した場合の残余財産の処分
  - (9) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
  - (10) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員の職務
- (2) 総会に付すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (会議の開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合
  - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
  - (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づき、監事から招集があった場合
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めた場合
  - (2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

#### (招集)

第 22 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の 2 週間前までに発して行なわなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファクス、e-mail をもって、開会日の 1 週間前までに招集通知を発信して行なわなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。
- 4 前条第 2 項第 1 号もしくは第 2 号または第 3 項第 2 号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

#### (会議の運営方法)

第 23 条 総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

#### (会議の定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第 25 条 各正会員の表決権及び各理事の表決権は平等なるものとする

- 2 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同決のときは議長が決するところによる。
- 3 総会及び理事会において、第 22 条第 2 項または第 3 項の規定によりあらかじめ通知され

た事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決権等)

第26条 総会に出席しない会員、やむをえない事情で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面等をもって表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決した会員は、前2条の規定の適用について出席したものとみなす。
- 3 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 総会にあたっては正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること)、理事会にあたっては理事総数、出席者数及び氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 4 議事録には、議長及びその会議下において選任された議事録署名人1人が記名押印又は署名しなければならない。

(書面等による議決)

第27条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファクス、e-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

## 第5章 資産および会計

(資産の構成)

第28条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業にともなう収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第29条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第30条 この会の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行なう。

(事業報告および決算)

第31条 この会の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(資産管理)

第32条 この法人の資産は、理事長が管理しその方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(臨機の措置)

第33条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第35条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
  - (3) 社員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合併)

第 36 条 この会は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第 37 条 この会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第 7 章 雑則

(事務局)

第 38 条 この会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第 39 条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(実施規則)

第 40 条 この定款の実施に関しては必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、以下の金額とする。  
年会費 1 万円
- 3 本会の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。その任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立日から 2005 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第 29 条の規定にかかわらず、成立日から 2004 年 3 月 31 日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画および収支予算は、第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	西野 瑠美子
副理事長	池田 恵理子
副理事長	丹羽 雅代
理事	向山 耶幸
理事	中原 道子
理事	中島 通子
理事	有村 順子
理事	細井 明美
監事	東海林 路得子
監事	久保田 真紀子

2003年6月4日 設立登記

2005年5月28日 定款改定

2018年5月19日 定款改定